

令和4年度 福島市こども・妊婦 インフルエンザ任意予防接種費用の一部助成のお知らせ

福島市では、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を避けるため、今年度は、こどもと妊婦を対象にインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行います。
接種を希望する方は、市内登録医療機関にご予約ください。

対象者	福島市に住民登録があり、接種を希望する①または②の方 ① 接種当日生後6か月～ <u>令和4年度内に18歳の方</u> (※令和4年度内18歳：平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方) ② 妊婦
期間	令和4年10月1日(土) ～ 令和4年12月28日(水)
助成額	1回あたり2,500円 ※市内登録医療機関で助成額を差し引いた額をお支払いいただくようになります。
回数	生後6か月～12歳・・・2回 13歳～18歳、妊婦・・・1回
場所	福島市内の登録医療機関
持ち物	・保険証等の住所・氏名・生年月日が確認できるもの ・母子健康手帳

インフルエンザと予防接種について

インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。流行は通常初冬から春先にみられます。症状は突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等、普通のかぜに比べて全身の症状が強いことが特徴です。また、重症化や、肺炎・脳炎等の合併症を起こすことがあります。

予防接種の効果は、個人差はありますが抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果は約5か月間です。



～(参考)他のワクチンとの接種間隔について～

インフルエンザワクチンの接種前後に他のワクチン(新型コロナワクチン含む)を受ける場合、接種間隔に決まりはありません。医療機関にご相談ください。

<市外の医療機関で接種する場合> 「福島市 インフル助成」で検索

上記助成額の範囲内で償還払い(払い戻し)をすることができます。

【申請窓口】福島市保健所 保健予防課 感染症対策係

【申請方法】郵送 ※切手に不足がないか必ず確認してください。

【申請に必要なもの】 *：市ホームページからダウンロード

①こども・妊婦インフルエンザ任意予防接種事業償還払い申請書*

※申請者は、申請時点で成人(18歳以上)の場合は本人、未成年(18歳未満)の場合は保護者になります。

②領収証・明細書または支払い証明書のコピー(接種日と同日で予防接種の種類と金額が明確であるもの)

③振込先通帳のコピー(表紙と口座情報のページ)※申請者と口座名義人が異なる場合、委任状*が必要です。

④妊婦の場合：母子健康手帳(表紙)のコピー

【申請期間】令和4年10月1日(土)～令和5年1月31日(火) 消印有効

<お問合せ> 福島市保健所 保健予防課 感染症対策係 電話 024-572-3152

(〒960-8002 福島市森合町10-1 福島市保健福祉センター内)